

1、軽減税率導入の是非

昨年暮れの税制議論で最後までもつれたのが、消費税率10%引上げ時における軽減税率導入の是非である。導入賛成論者は、公明党と新聞業界、医師会、農協など6団体で、大方の経済団体は軽減税率導入に反対をした。

筆者も、10%時に軽減税率を導入することは避けるべきだという立場である。軽減税率を導入すると、社会保障財源にその分穴が開くこと、金額ベースでは高所得者の方がより多くの利益を受けること、軽減税率を執行するには事業者も消費者も大きなコストがかかることがその理由である。

結局、平成26年度税制改正大綱では、「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」とこととされ、導入の是非、タイミング、税率などの議論はすべて今年に先送りされた。

一連の議論で気になったのは、インボイスの評価である。インボイスについては、軽減税率導入論を主張する公明党も、反対の経済界もこぞって導入反対ということで平仄が合うという奇妙な展開になった。公明党は、インボイスなき軽減税率という案まで持ち出してきた。

なぜインボイスはそんなに嫌われるのだらうか。

2、インボイスとは何か

消費税のインボイスとはどのようなものでどんな機能があるのか、欧州の状況を見てみよう。

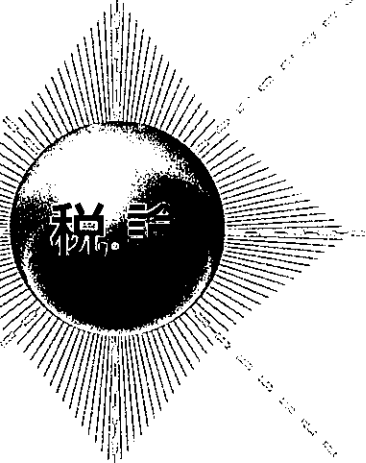
付加価値税は、転々流通する取引の各段階で、売り手（納入側）が買い手

消費税のインボイスは厄介者か

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

（仕入側）に、取引価格から計算した消費税額をインボイスを出して請求し、買い手はそのインボイスに書いてある消費税額を（仕入れ税額）控除する仕組みをとっている。インボイスがあることで、売り手（納入側）と買い手（仕入側）の税額の認識が一致する。国も、

インボイスにより売り手から納税される消費税額と、買い手側から控除される消費税額の一致を確認することができるのである。そのためインボイスには、取引される財・サービスに係る消費税額の記載が義務づけられ、その信ぴょう性をチェックするために統一番号が付されている。付加価値税が、脱税が生じにくい優れた税制といわれ、



先進国だけでなく開発途上国でも普及しているのは、この点からである。

一方わが国の消費税は、インボイスの代わりに、請求書など取引の事実を証明する書類を用いて消費税額を計算し、売上げに係る消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除する方式を採用している。単一税率であることや、インボイスの発給ができない免税事業者が取引から排除されないようにとい

う配慮から簡素な方式が採用されたのだが、消費税を負担しない免税事業者からの仕入れも控除できるのは益税だという批判が絶えない。

インボイスには、もう一つ大きなメリットがある。インボイス制度のもとでは、商品ごとに税額が別記され相手方に送られるので、事業者間の転嫁は容易になるのである。欧州では、消費税引き上げ時に事業者間の転嫁が大きな問題となったことはないといわれている。

逆にいえば、わが国のように、売上げから仕入れを差し引いた差額に105分の5を乗じて計算し消費税額を納付する方式では、「売上げから仕入れを引いた付加価値に課税される直接税」という認識になるため、事業者間で適正な転嫁が行われにくいという問題を生じさせている。

つまり、事業者に大きな負担をもたらすのは軽減税率の導入であり、インボイスはその負担を緩和する役目を持つ。加えてインボイスは、消費税を着実に次の流通段階に転嫁していくため必要なものでもある。

軽減税率の導入はできるだけ先送りすべきだと考えるが、万が一導入される場合には、インボイスを導入して、軽減税率に伴う納税事務を簡素化するとともに、事業者間の価格転嫁を確実にするべきだと考える。